平成２９年（フ）第２７８号
埼玉県羽生市東３丁目25番26号
債務者　齋藤　真弘
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２９０号
埼玉県比企郡吉見町長谷1504―237、住民票上の住所埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘３丁目７番４号
債務者　武田　幸美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１０８号
千葉県東金市田間２丁目41番地４　ブリーズハウスＢ―101
債務者　林　伊佐緒
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
千葉県東金市南上宿15番地７　ヴィラＵＫ205
債務者　佐久間雄一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
千葉県東金市南上宿15番地７　ヴィラＵＫ205
債務者　佐久間弥奈
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２６号
静岡県三島市長伏115番地の１　ユニヴェールＫＯＤＡＭＡ302、前住所神奈川県小田原市板橋276番地の８　ワキタハイム201
債務者　鈴木　千恵（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１２号
名古屋市中区正木２丁目14―４、住民票上の住所愛知県一宮市伝法寺５丁目13番地20
債務者　成田　將人
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５９１号
名古屋市中村区京田町１丁目28番地　レジェンドミヤタ405号、従前の住所名古屋市中村区太閤通６丁目14番地　アレアイーストコート中村403号
債務者　小倉　裕二
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７４号
沖縄県那覇市繁多川５丁目４番８号
債務者　宮里　　尚
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２９号
北海道中川郡本別町新町14番地１
債務者　長谷川幸男
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
北海道帯広市東７条南11丁目２番地１　ａｎｎのいえⅡ
債務者　麻野　　忍
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
盛岡市本宮字大宮５番地８、旧住所岩手県北上市川岸３丁目14番13号　アルビレオ103号
債務者　仲村　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４号
岩手県九戸郡九戸村大字戸田第21地割149番地５
債務者　山下美代子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第８９４号
京都市上京区西堀川通下長者町下る桝屋町28番地　府営出水団地第２棟233号
債務者　青山冨士子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４８号
京都府木津川市相楽城西71―１　クリサンティヒル山田川221、住民票上の住所京都府八幡市美濃山ヒル塚22番地の６
債務者　中園　幸一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７０号
京都市左京区静市静原町548　医療法人稲門会　介護老人保健施設　しずはうす、住民票上の住所大阪市都島区都島北通２丁目21番25号　サンハイツ　603号
債務者　新宮　啓司
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係